

令和 8 年 10 月 7 日

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害における
「電話相談窓口」の設置について（追加）

この度の令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の影響により、被害を受けられた皆様に心より
お見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

独立行政法人北方領土問題対策協会は、今般の災害による被害を受けられた方で、北対協
融資をご利用の皆様および借入資格をお持ちの皆様に対しまして、下記のとおり「電話相談
窓口」を設置いたします。

「電話相談窓口」の設置

窓口設置期間	令和 8 年 9 月 28 日から当面の間
設置場所および電話番号	札幌事務所 融資グループ 0 1 2 0 - 4 0 4 - 2 5 1 （通話料無料）
設置日時	平日 9:00 ～ 17:30
対象となる方	借入資格をお持ちで令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の 被害を受けられた方 (千葉県 15 市 8 町 1 村、東京都 1 町、神奈川県 2 市)

- ※ 個別の状況に応じてご相談を承ります。
- ※ 10 月 7 日付けで下線の対象地域追加
- ※ 「令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害」に係る災害救助法の対象地域（千葉
県 21 市 4 町）については、本災害においても災害救助法が追加適用されています。

以 上

<本件に関するお問い合わせ先>
独立行政法人北方領土問題対策協会 札幌事務所 融資グループ
門脇（かどわき）、関（せき）、中村（なかむら） 電話：0120-404-251